

福島区青色防犯パトロール自動車整備運行管理要綱細則

大阪市福島区役所 青色防犯パトロール自動車(以下「パトロール自動車」という。)の運行に際しては、道路交通法等その他関係法令を遵守するとともに、次の事項を厳守すること。

(使用の範囲)

第1条 パトロール自動車の使用範囲は次のとおりとする。

- (1)青色防犯パトロール業務
- (2)地域安全防犯業務
- (3)災害時緊急対応業務
- (4)その他、安全運転管理者が必要と認める業務

第2条 前条(1)～(4)の業務で使用する場合、安全運転管理者は職員の中から指名し所定の登録簿に登録しなければならない。

第3条 (1)～(4)の業務で使用するパトロール自動車は、整備管理者が配車するものとする。

(拡声器の使用の制限)

第4条 パトロール用自動車の拡声器は、「拡声器による暴騒音の規制に関する条例」の定める事項を遵守し、次の場所では絶対に使用しないこと。

- (1)病院・診療所、学校その他これらに類する施設の敷地の周囲30メートル以内
- (2)幅員4メートル未満の道路
- (3)同一場所で拡声器を使用する場合は、拡声器の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること

(運行手続き等)

第5条 パトロール自動車を使用する場合は、「青色防犯パトロール自動車運行予定表」に基づき運行すること。

第6条 パトロール自動車による、拡声器使用にあたっては、「道路使用許可申請書」を作成し、決裁終了後、2週間前までに所管の警察署に届け出て許可を得、「道路使用許可証」を常時携帯すること。(申請期間は最長一年間)

第7条 学校及び通学路付近においての通行禁止時間帯のパトロールについては「通行禁止道路通行許可申請書」を作成し、決裁終了後、2週間前までに所管の警察署に届け出て許可を得、「通行許可証」を常時携帯すること。(申請期間は最長一年間)

第8条 パトロール自動車を運行する者は、運転免許証の携行の有無や有効期間の確認、及び飲酒の有無等の確認を受け、所定の場所から車鍵を受け取ること。

第9条 パトロール自動車を運行した者は、業務終了後、パトロール自動車を所定の場所に保管・充電し、「青色防犯パトロール自動車運行記録簿」を作成のうえ、整備管理者に提出するとともに、所定の場所に車鍵を返却すること。

第10条 毎日の業務終了後に充電し、「青色防犯パトロール自動車運行記録簿」(日報)に走行距離等必要事項を記入し、安全運転管理者に提出すること。

(その他)

第11条 故障及び異変を感知したときは、直ちに運転を中止して点検を行い、安全運転管理の指示に従うこと。

(施行期日)

この要綱細則は平成 30 年 6 月 15 日より施行する